

第2章 政務調査会・各分野の対応

17 子ども

児童手当の特例給付の一部廃止に反対

204回通常国会に政府は「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案」を提出した。本法案には、年収1200万円以上の世帯について、月5000円の児童手当の特例給付を廃止することが盛り込まれた。

立憲民主党は、社会全体で子どもの育ちを支える観点から、親の年収にかかわらず、すべての子どもに児童手当を支給すべきと考えており、児童手当の特例給付に所得制限を設けることは認められないとして反対したが、与党等の賛成により法案は成立した。(詳細p.42)

子ども総合基本法案の策定

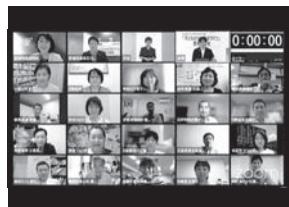
立憲民主党は、チルドレンファーストの考えに基づき、子ども子育て政策を一元的に立案、遂行する「子ども家庭省」の創設について検討してきた。

一方で、政府・与党は、にわかに「こども庁」の創設に向けた議論をスタートしたが、立憲民主党は、単に行政組織という「箱」をつくるだけでは現状は変わらないと考えている。

この考えに基づき、立憲民主党は、204回通常国会で議員立法「子どもの最善の利益が図られるための子ども施策総合推進法案」(子ども総合基本法案)を衆議院に提出した。この法案は、①子ども・子育て予算の倍増、②子どもの権利の保障(子どもの権利利益を擁護する独立機関の設置)、③子どもから若者まで切れ目ない支援、④児童手当・児童扶養手当の拡充(児童手当の対象の高校生まで延長、ふたり親支援など)、⑤子どもの貧困対策、など具体的な子どものための政策を盛り込み、かつ、それらを包括的・総合的に推進するための新たな行



2021.5.31
子ども総合基本法案(子どものためのほうりつ)を衆議院に提出



2021.7.29
オンラインでの意見交換会を開催

政組織の創設等について規定している。同法案は審議に至らず、継続審議となった。

真に子どものための政策を目指して

2021年7月29日には、真に子どものための政策立案のため、子どもに関する活動をされている団体から提言や要望を頂く「子どものためのほうりつ」意見交換会を、つながる本部と子ども・子育てPTとの共催でオンライン開催した。この会合では国會議員、自治体議員、NPO関係者、子ども当事者らが多数参加した。

今後、ヒアリングした提言内容などを生かし、具体的な子ども子育て政策の充実を図っていく。

新たな育児休業の抜け穴をふさぐ

政府は204回通常国会に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案」を提出した。本法案には、子の出生後8週間以内に育児休業を4週間まで取得できる枠組みの創設が盛り込まれていた。しかし、労使の個別合意により、休業中の就業を可能とされていることについて、①育児休業よりも仕事が大事であるという考えを肯定してしまう、②運用によっては労働者の意に反した育休中の就業を強いられるおそれがある、といったことが懸念された。

そのため、立憲民主党は、育児休業中は就業しないことが原則であり、労働者の意に反するような取り扱いがなされないよう指針に明記するとともに、違反には厳正に対処すること等を盛り込んだ附帯決議を付したうえで賛成した。法案は可決・成立了。